

平成 27 年 9 月 14 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

鎌倉市職員考査委員会の不偏不党に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

鎌倉市職員考査委員会の不偏不党の担保

2 質問の要旨

鎌倉市職員考査委員会の学識経験の委員として弁護士増本敏子氏に委嘱した経緯は何か。誰からの紹介であったのか。推薦はされたのか。その紹介理由や推薦理由は一体何か。議員の関与はあったか。委嘱するにあたり、公平な判断を頂けるか、背景等は調査したのか。委嘱するに至ったその根拠を明らかにされたい。

増本敏子氏の夫は日本共産党公認で衆議院議員を務め、日本共産党神奈川県後援会代表委員（平成 20 年 9 月 14 日当時）を務めるなど、同党との関係が深い。又、鎌倉市職員労働組合は、自治労連に加盟し、日本共産党への支持を明らかにしている。又、当該委員は自由法曹団に所属し、同じく日本共産党と共闘している。本当にこれで公平公正に「鎌倉市職員労働組合副委員長の再任用職員の処分に関する答申」は決められたのか。その根拠は何か。議事録が非公開となっており、密室であり、分からない為、質問をする。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦（平成 27 年 9 月 28 日まで） ・ 無

（理由：最終本会議前日までに速やかな答弁を求める。必要によっては緊急質問を行うため。）